

督促状 < 年度 第 期 下水道事業受益者負担金 >

通知書番号
賦課年度

様方
年 月 日
様
野田市長

あなたの受益者負担金が 月 日 現在、次のとおり未納となっております。至急納付して下さい。

◎おことわり
この督促状到着前に納められた時は、行き違いですのでご了承ください。

指定納期限
年 月 日

(領収書は、大切に保管して下さい。)

◎ 納付場所

◎ 延滞金について
納期限までに納付しない場合は、納期限の翌日から納付(入)の日までの日数に応じて、野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第11条及び同附則第3項の規定により計算した延滞金が加算されます。

■ 問合せ先

下水道事業受益者
負担金領収書
年度
第 期 督促状

下水道事業受益者
負担金領収書
年度
第 期 督促状

下水道事業受益者負担金
納付書兼領収済通知書
年度 第 期 督促状

納期限	年 月 日
負担金額	円
延滞金額	円
納付額	円
領収日付印	

(受益者保管)

納期限	年 月 日
負担金額	円
延滞金額	円
納付額	円
領収日付印	

(金融機関等保管)

様
※この用紙は直接機械で読ませますので汚したり、ピンで止めたり、折ったりしないでください。

通知書番号	領収日付印
負担区名	
納期限	
年 月 日	
負担金額	円
延滞金額	円
納付額	円

本書のとおり収納したので通知します。

野田市下水道事業企業出納員

取扱い機関(出納取扱金融機関) → 野田市下水道事業企業出納員

◎ ご注意

督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を行うこともあります。

◎ 通知書の記載事項に不服がある場合

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。